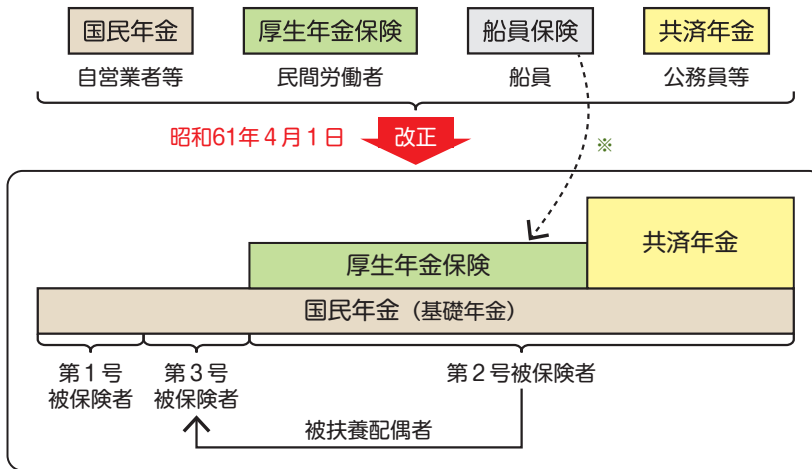


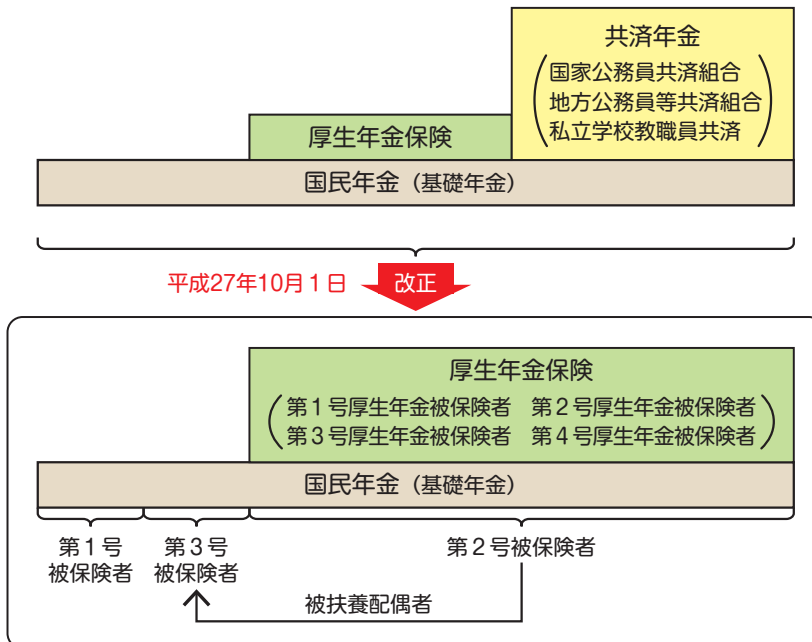
第1項 目的、権限の委任等

1 ■ 公的年金制度の沿革（イメージ図）

1. 旧法から新法へ



2. 被用者年金制度の一元化



●厚生年金保険の被保険者の種別及び実施機関

厚生年金保険の被保険者の種別		厚生年金保険の実施機関
第1号厚生年金被保険者	民間企業の厚生年金保険の被保険者	厚生労働大臣（日本年金機構）
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

2 ■ 国民年金制度の目的（法1条）

国民年金制度は、**日本国憲法第25条第2項**に規定する理念に基き、**老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定**がそこなわれることを**国民の共同連帯**によって防止し、もって**健全な国民生活の維持及び向上に寄与**することを目的とする。〈H3・10・28選〉

cf. 「国民の共同連帯」という言葉は、**国民年金法第1条**の他、**高齢者の医療の確保に関する法律**第1条に「国民の共同連帯の理念等」、**介護保険法**第1条及び**日本年金機構法**第2条第1項にそれぞれ「国民の共同連帯の理念」として登場します。

参考条文

〔日本国憲法第25条〕

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



第1項は「**救貧施策**」を、第2項は「**防貧施策**」を表していると言われている。国民年金法は、防貧施策の理念に基づき制定された法律である。



「救貧施策」とは、すでに貧しくなってしまった者を事後的に救済する施策であり、典型例は生活保護法です。一方、国民年金法をはじめとする社会保険立法は、国民が困窮に陥るのを事前に防止するための施策であり、「防貧施策」と呼ばれています。

1. 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、**社会保障制度全般**について、**税、保険料等の負担と給付**の在り方を含め、**一体的な見直し**を行いつつ、これとの**整合**を図り、**公的年金制度**について必要な見直しを行うものとする。〈H20〉
2. 上記の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、**公的年金制度の一元化を展望**し、**体系の在り方**について**検討**を行うものとする。
(平成16年法附則3条1項、2項)



語句解説

社会保険の世界では、被保険者等の保険料負担と年金や医療の給付水準との関係が重要なので、「**負担と給付**」というフレーズがよく出てきます。

3 ■ 国民年金の給付（法2条）

国民年金は、第1条の目的を達成するため、国民の**老齢、障害又は死亡**に関して**必要な給付**を行うものとする。



記憶のフック

国民年金法においては、保険料免除者に支給する老齢基礎年金、保険料納付要件が不要の20歳前障害基礎年金や老齢福祉年金など、保険原理（拠出なければ給付なし）によらない給付が行われるため「保険給付」という言葉が用いられません。また、厚生年金保険には国民年金という受け皿があるため単に「保険給付」となりますが（厚年法1条）、国民年金には受け皿となる年金制度がもはや存在しないため、「必要な」という文言がつきます。〈H26〉

- cf. 労災保険法1条では「必要な保険給付」、雇用保険法1条では「必要な給付」となっています。
- cf. 国民年金の給付は、業務上外を問わずに行われるため、業務上の同一事由による障害や死亡に関しては、労災保険との支給調整の問題が生じます（原則として労災保険の給付額が減額されます）。